

年 組
保護者様

鳥取県立青谷高等学校長

出席停止のお知らせ

お子様は、学校保健安全法施行規則に該当する学校感染症に診断されましたので、同法施行規則に基づき、下記のとおり出席停止を指示します。

ついては、医療機関が示す療養期間を守るとともに、療養期間中は他者との接触をさげ、療養につとめていただくようお願いします。

なお、この期間は欠席扱いではありません。

記

- 1 病名 _____
- 2 出席停止期間 _____ 月 _____ 日から 医師が出席を許可する日 _____ まで

※登校する際には、下記登校届の枠内を保護者の方が記入・押印の上、学校へ提出してください。

その際、医療機関を受診したことを証明できる書面1通（調剤明細書の写し、薬情報の写し等 ※直近のものが望ましい）を提出してください。

※ただし、インフルエンザにおいては、最初の受診時に医師から指示される場合もありますが、「インフルエンザ出席停止期間の基準」に基づき、保護者が児童生徒の状況を確認することとしますので、再度医療機関を受診し、医師に許可を得る必要はありません。

登校届

学校長様

(病名) _____ と診断され、_____ 年 _____ 月 _____ 日より、医療機関において治療を受けていましたが、病状が回復し、_____ 年 _____ 月 _____ 日より登校いたします。

記入日：_____ 年 _____ 月 _____ 日

(児童生徒氏名) _____ 年 _____ 組

(保護者氏名) _____ 印

※インフルエンザについては、裏面も記載してください。

保護者 様

インフルエンザ後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。
 (注:2項目ともに☑が入る必要があります。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

- 発症した後、5日を経過しました。
 ※発症した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
 発症から5日を経過し、6日目から登校が可能です。
- 解熱した後、2日発熱がありません。
 ※解熱した日を0日と数えます。解熱から2日経過し、解熱後3日目から登校が可能です。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」 早見表

		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後				
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止					
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例 5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後4日以降に解熱した場合(例4、5)は、出席停止期間が延長されます。